



介護・居宅サービス契約書及び
重要事項説明書

居宅サービス契約書

_____（以下「利用者」という）と（株）アルファケア（以下「事業者」という）は、介護保険法に基づき事業者が利用者に対して行う居宅サービスについて、次のとおり契約を締結するものとします。

第1条 契約の目的

- 1 事業者は、介護保険法等の関係法令に従い、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、サービスの提供を行うものとし、利用者は、本契約において、下記のサービスを必要に応じて選択し、利用するものとします。
 - （介護予防）短期入所生活介護
 - 地域密着型通所介護
 - 通常規模通所介護
 - 日常支援総合サービス
 - 訪問介護
- 2 サービスの種類または内容を変更する場合には、利用者および事業者は、変更後の内容を記載した利用サービス計画書を作成・確認し、これに基づいてサービスを提供するものとします。
- 3 利用者は、事業所からのサービスの提供を受けたときは、事業者に対し、利用者負担金を支払うものとします。

第2条 契約期間

- 1 この契約の契約期間は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から要介護認定有効期間満了日までとするものとします。
- 2 契約満了の7日前までに、利用者から文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 居宅サービス計画変更の援助

事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、速やかに担当の介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。

第4条 サービス提供の記録

- 1 事業者は、一定期間ごとにサービスの提供の状況、目標等の達成状況等評価し、その結果を電子的記録媒体または書面に記録することとし、当該記録は、契約終了後5年間、法令に基づき適切に保管します。
- 2 事業者は、前項の記録を利用者の求めに応じて閲覧に応じ、又は実費負担により、そのコピーを交付するものとします。

第5条 契約の終了

- 1 利用者は、事業者に対し、1週間以上前に書面で通知することにより、本契約を解約することができます。
- 2 事業者は、以下のいずれかに該当する場合、その理由を記載した書面により、契約を解除することができます。
 - ① 利用者が、利用者負担金の支払いを正当な理由なく延滞した場合。
 - ② 利用者またはその家族が、故意または過失により、事業者・サービス従事者・他の利用者等の生命・身体・財物・信頼等に重大な損害を与えた場合。
 - ③ 過度な暴力・暴言・ハラスメント等により、サービスの継続が困難であると事業者が判断した場合。
- 3 以下の事由が生じた場合には、本契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が特別養護老人ホーム等の他の介護・医療施設へ入所した場合。
 - ② 利用者の要介護認定が非該当（自立）とされた場合。
 - ③ 利用者が死亡した場合。

第6条 損害賠償

- 1 事業者は、サービスの実施にあたって、事業者の故意または過失により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償するものとします。
- 2 ただし、前項に定める以外の事由によって生じた損害については、事業者は損害賠償責任を負わないものとします。

第7条 秘密保持

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らしてはならないものとします。
- 2 事業者は、第8条に基づいて利用者及びその家族の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供をする事が出来るものとします。

第8条 個人情報の利用

- 1 事業者は利用者及び契約者、家族の個人情報を下記の利用目的に基づいて必要最低限の範囲内で使用、提供または収集することとします。
 - ① サービス担当者会議等において、介護サービスの提供に必要な範囲での、利用者の個人情報の利用
 - ② 介護支援専門員、医師の要請により必要な場合に、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業所、介護保険施設、若しくは病院の医師等への利用者の情報提供
 - ③ 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスにおける情報提供
 - ④ 介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務上における情報提供
 - ⑤ 施設等において行われる学生等の実習への協力における情報提供
 - ⑥ 居室入り口及び室内における氏名の掲示
 - ⑦ 業者以外その他サービスを提供する場合に必要な情報提供
- 2 当契約締結前から利用終了後においても必要のない限り第三者への情報提供は行わないこととします。
- 3 個人情報を使用した会議の内容や相手などについて経過を記録し、請求があれば開示します。
- 4 電子媒体、SNS等の広報及び広報紙等における写真の掲載について、以下の同意欄にて意思確認をするものとします。同意されない場合には、個人が特定されないよう画像を加工・編集したうえで掲載いたします。

1.同意します

2.同意しません

第9条 苦情対応

- 1 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、別途重要事項説明書に謳う相談窓口にて、迅速かつ誠実に必要な対応を行うものとします。
- 2 事業者は、利用者が苦情申し立てを行った事を理由として何らかの不利益な取扱いをしてはならないものとします。

第10条 訪問サービスにおける義務

- 1 利用者及びご家族などの一切の財産は、利用者及びご家族が責任をもって管理するものとします。
- 2 家屋の内外を問わず、利用者もしくはご家族等が飼育されている犬、猫その他のペットが事業者のサービス従事者に危害を及ぼした場合、又は負傷などさせた場合、利用者及びご家族等は、本件に関する治療費を含む損害賠償の責を負うものとします。

- 3 事業者は、法令を遵守し、善良なる管理者に注意をもって業務を遂行します。
- 4 契約に有効期間中、積雪、地震、噴火その他事業者の責に帰すべからず事由により、訪問介護サービスの実施ができなくなった場合には、事業者は利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

第 11 条 身体拘束その他の行動制限

- 1 事業者は、利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高く、行動制限を行う以外に代替する介護方法がなく、かつ、その行動制限が一時的である場合を除き、利用者に対し、車椅子やベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に投与する等の方法による身体拘束を行いません。
- 2 事業者が、利用者に対し、身体拘束その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について充分説明し、また利用者の家族または身元引受人に対しても同様に事前または事後すみやかに充分説明し、利用者に同意能力がある場合はその利用者に、それが不可能な場合はその利用者の家族または身元引受人に同意書をもって同意を得ることとします。
- 3 事業者が利用者に対し、身体拘束その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、第4条の介護サービス記録に次ぐ事項を記載します。
 - ① 利用者に対する行動制限を決定した者の氏名、制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間。
 - ② 前項に基づく事業者の利用者に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要。
 - ③ 前項に基づく利用者の身元引受人又は利用者の家族に対する説明の時期、内容、その際のやりとりの概要。

第 12 条 契約外事項

- 1 この契約及び介護保険法等の関係法令で決められていない事項については、介護保険法その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者との協議により定めるものとします。
- 2 連帯保証人は未納の利用者の責務を2年間分保証するものとします。

株式会社アルファケア 重要事項説明書

1. 施設経営

社 名 : 株式会社 アルファケア
所 在 地 : 山梨県甲府市南口町 2-7
連 絡 先 : 055-223-7511
代 表 者 名 : 代表取締役社長 寺田 潤

2. サービス提供事業所の概要

①アルファケア南甲府介護施設

所 在 地 : 山梨県甲府市南口町 2-7
提 供 サ ー ビ ス : (介護予防) 短期入所生活介護
地域密着型通所介護・第一号通所事業サービス
訪問介護
事 業 所 指 定 番 号 : 短期入所生活介護 1970100549 号
地域密着型通所介護 1990101014 号
訪問介護 1970105753 号
管 理 者 : (介護予防) 短期入所生活介護 清水めぐみ
地域密着型通所介護、第一号通所事業 渡邊紀晃
訪問介護 野口祥子
連 絡 先 : 電話 (055) 223-7511 FAX (055) 223-7511
サ ー ビ ス 提 供 地 域 : 介護予防短期入所: 県内全域
地域密着型通所介護及び訪問介護: 甲府市内
利 用 定 員 : (介護予防) 短期入所生活介護 37 人
地域密着型通所介護及び第一号通所事業 18 人
(1 日型: 13 名、半日型 (午前・午後): 5 名)
設 備 の 種 類 : 食堂兼機能訓練室、浴室 (一般/機械浴)、静養室、相談
室、トイレ (各フロア 2~4 か所)、事務室
短期入所生活介護 : 管理者 1 名
従 業 員 数 医師 1 名 (非常勤)
生活相談員 1 名以上
介護職員 13 名以上
看護職員 2 名以上
機能訓練士 1 名以上
栄養士 1 名以上
調理師 適当数

地域密着型通所介護	： 管理者	1 名
従 業 員 数	生活相談員	1 名以上
	介護職員	2 名以上
	看護職員	1 名以上
	機能訓練士	1 名以上
	栄養士	1 名以上
	調理師	適当数
訪 問 介 護	： 管理者	1 名
従 業 員 数	サービス提供責任者	2 名以上
	サービス提供従事者	4 名

②アルファケア北甲府介護施設

所 在 地	： 山梨県甲府市山宮町 703-1	
提 供 サ ー ビ ス	： （介護予防）短期入所生活介護 通所介護・第一号通所事業サービス	
事 業 所 指 定 番 号	： 短期入所生活介護 1970101356 号 通常規模通所介護 1970105993 号	
管 理 者	： （介護予防）短期入所生活介護 通所介護・第一号通所事業	田中葉月 坂本安民
連 絡 先	： 電話（055）254－9511 FAX（055）254－9512	
サ ー ビ ス 提 供 地 域	： 介護予防短期入所： 県内全域 通所介護： 甲府市内および甲斐市内。 往復 20 分程度または施設よりおおよそ 3 k m 圏内。	
利 用 定 員	： （介護予防）短期入所生活介護 45 人 通所介護及び第一号通所事業 20 人 （1 日型： 15 名、半日型（午前・午後）： 5 名）	
設 備 の 種 類	： 食堂兼機能訓練室、浴室（一般/機械浴）、静養室、相談 室、トイレ（各フロア 2～4 か所）、事務室	
短期入所生活介護	： 管理者	1 名
従 業 員 数	医師	1 名（非常勤）
	生活相談員	1 名以上
	介護職員	15 名以上
	看護職員	2 名以上
	機能訓練士	1 名以上
	栄養士	1 名以上
	調理師	適当数

通 所 介 護	： 管理者	1 名
従 業 員 数	生活相談員	1 名以上
	介護職員	2 名以上
	看護職員	1 名以上
	機能訓練士	1 名以上
	栄養士	1 名以上
	調理師	適当数

③アルファケア西甲府介護施設

所 在 地	： 山梨県甲府市富竹 1-3-10	
提 供 サ ー ビ ス	： (介護予防) 短期入所生活介護	
事 業 所 指 定 番 号	： 短期入所生活介護	1970103576 号
管 理 者	： (介護予防) 短期入所生活介護	坂本安民
連 絡 先	： 電話 (055) 221-2511 FAX (055) 221-2512	
サ ー ビ ス 提 供 地 域	： 介護予防短期入所：県内全域	
利 用 定 員	： (介護予防) 短期入所生活介護	20 人
設 備 の 種 類	： 食堂兼機能訓練室、浴室 (一般/機械浴)、静養室、相談室、トイレ (各フロア 2~4 か所)、事務室	
短期入所生活介護	： 管理者	1 名
従 業 員 数	医師	1 名 (非常勤)
	生活相談員	1 名以上
	介護職員	7 名以上
	看護職員	1 名以上
	機能訓練士	1 名以上
	栄養士	1 名以上
	調理師	適当数

3. 営業日及び営業時間

事務営業日：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

事務受付時間：8：15～17：30

サービス提供時間：短期入所生活介護 年中無休

地域密着型通所1日型 9：00～16：15

地域密着型通所半日型 9：00～12：10、13：10～16：20

通所介護1日型 9：00～16：15

通所介護半日型 9：00～12：00、13：15～16：15

訪問介護 年中無休

（ただし事前に設定されたサービス提供予定による）

4. サービス提供の主な内容と提供方法及び提供方針

□ 通所介護、地域密着型通所介護、第一号通所事業サービス

- ① 個々のニーズに沿った、生活全般に渡る介護支援、日常の健康管理、個別機能訓練、生活指導、レクリエーション等の各種サービスを生活プログラムに沿って計画し、提供いたします。
- ② 食事は栄養士の管理のもとバランスの摂れた食事を提供いたします。
- ③ 入浴はご本人の身体状況に合った入浴支援を提供いたします。普通浴のほか車椅子利用でのチェアバスによる特殊浴にて対応いたします。
- ④ 排泄はご本人に合った排泄支援をいたします。
- ⑤ 送迎はアルファケアの専用車で送迎いたします。車椅子ご利用の方は、車椅子専用車をご利用いただけます。通常の事業の実施地域については甲府市全域になりますが、市外においても対応しております。

□ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

- ① 個々のニーズに合わせ、食事、入浴、排泄等、生活全般に渡っての介護、健康管理、日常生活動作訓練、生活指導、レクリエーション等の各種サービスを一日の生活プログラムに沿って提供いたします。入浴は一週間に2回程度、普通浴のほか、車椅子利用でのチェアバスによる特殊浴があります。
- ② 送迎はアルファケアの専用車で送迎いたします。車椅子ご利用の方は、車椅子専用車をご利用いただけます。

□ 訪問介護

- ① 事業所の訪問介護員は、地域との結びつきを重視し、他の居宅サービスや医療・保健・福祉サービス、及び自治体との密接な連携を図りつつ、利用者の心身の特性や、その他置かれている環境などを踏まえて、可能な限りその居宅において有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、食事、排泄等の介護その他の生活全般の援助を行います。

② サービス内容

下記のサービス内容区分の中から指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供します。

身体介護		生活援助	
☐ 排泄介助	☐ 移乗・移乗介助	☐ 掃除	☐ 買い物
☐ 食事介助	☐ 通院・外出援助	☐ 洗濯	☐ 薬の受け取り
☐ 入浴介助	☐ 起床・就寝介助	☐ ベッドメイク	☐ 環境整備・換気
☐ 清拭	☐ 服薬介助	☐ 衣類の整理・被服の補修	
☐ 整容介助	☐ 専門的調理	☐ 配下膳	
☐ 更衣介助	☐ 自立支援のための 見守りの援助	☐ その他（ ）	
☐ 体位介助	☐ そ の 他 （ ）		

③ サービス提供方法

- 1 利用者の心身、生活状況を把握し、利用者及びご家族と協議して訪問介護計画書を作成します。
- 2 訪問介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者、又はご家族に対して説明し、同意を頂き、交付します。
- 3 サービス提供にあたっては、訪問介護計画書に沿って計画的に提供します。

④ サービス提供外の内容

次のようなサービスは、介護保険制度上のサービスとして提供することは出来ませんのでご了承願います。

- 1 「本人の援助」に該当しないもの
ご家族の為の洗濯・調理・買い物等、主として利用者が使用する居室以外の掃除、来客の応接、洗車等。
- 2 「日常生活の援助」に該当しないもの
庭の草むしり、花木の水遣り、犬の散歩等ペットの世話、家具等の移動、大

掃除、ガラス磨き、室内外家屋の修理、正月料理等の特別な調理等。

⑤ サービスの中止・変更・追加

- 1 訪問介護サービス利用を中止する時は、必ず前日までにご連絡下さい。前日以内の中止については、利用者負担金（利用料金の一割）のキャンセル料をご負担頂きますので、ご了承下さい。
- 2 訪問介護サービス利用の変更や追加の申し出に対して、サービス従事者の稼働状況により、利用者の希望する日時にサービスが提供できない場合、他の利用可能日時をご提案させていただきます。

⑥ サービス利用についての注意事項

- 1 訪問予定時間は、交通事情等により前後することがありますので、ご了承下さい。
- 2 サービス提供の際の事故およびトラブルを避ける為、次の事項をご留意下さい。
 - ① サービス従事者は医療行為を行うことができません。
 - ② サービス従事者は、年金等の金銭の取り扱いは致しかねますのでご了承下さい。なお、生活援助を行う買い物等に伴う 1 万円以下の金銭の取り扱いは可能です。
 - ③ サービス従事者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

⑦ 居宅介護支援事業所との連携

- 1 利用者の要望により居宅サービス計画の変更を希望する場合は、利用者に係わる居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行います。
- 2 訪問介護サービスを提供するにあたっては、居宅介護支援事業者その他医療保険サービスまたは福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努めます。
- 3 利用者に係わる居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その環境、他のサービス利用状況等の把握に努めます。

5. 相談窓口・苦情対応

① アルファケア南甲府介護施設 お客様相談/苦情担当 電話（055）223－7511

生活相談員	渡邊 紀晃
生活相談員	名取 あゆみ
生活相談員	相原 佳子
訪問介護サービス提供責任者	野口 祥子

② アルファケア北甲府介護施設 お客様相談/苦情担当 電話（055）254－9511

管理者・生活相談員	坂本 安民
管理者・生活相談員	田中 葉月
生活相談員	斉藤 美代子

③ アルファケア西甲府介護施設 お客様相談/苦情担当 電話（055）221－2511

生活相談員	柴崎 奈保
-------	-------

④ その他、当社以外に市町村の介護保険相談窓口及び山梨県国民健康保険団体連合会に申し立てることも出来ます。

甲府市役所福祉支援室長寿介護課経営係	電話(055)237－5473
山梨県国民健康保険団体連合会	電話(055)233－2119
甲府市外の市町村介護保険相談窓口	各市町村窓口

6. 緊急時の対応方法

各サービスを利用中に、ご利用者様の病状に急変やその他の緊急事態が生じた場合は速やかに主治医、ご家族、介護支援専門員等に連絡する等の措置を講じます（※1）。

主治医または 医療機関名		連絡先	
緊急連絡先 (キーパーソン)		連絡先	

（※1）短期入所サービス利用中に医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、協力医療機関での優先的診療、入院治療を保証するものではありません。また、協力医療機関での診療、入院治療を義務づけるものでもありません。）

協力医療機関

医療機関名	協力内容	連絡先
医療法人慶友会 城東病院	各種診療相談等	055-233-6511

7. 事故等発生時の対応について

事業者は、一時的に在宅での日常生活に支障がある要介護者・要支援者に対して、短期間の日常生活上の世話や機能訓練を提供する施設や自宅にて介護サービスを提供する事業者です。ご利用中緊急時の対応と事故発生時の対応について、以下の通りといたします。

1. 急変、事故及び感染症等により医療行為が必要となり、施設での管理が不可能となった場合には申込書、重要事項説明書において確認をしている緊急連絡先にご連絡、その後利用者の主治医、又は事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師等の指示に従います。なお、通常の定期受診などにつきましては、ご家族対応にてお願いします。
2. サービスの提供にあたって、日常生活時（排泄・入浴中問わず）いつ転倒・骨折が起こるか、また感染症等への罹患については予測することが出来ず、完全な予防法也没有ありません。ただこれを恐れては日常生活や機能訓練は出来ず、生活向上ができません。不幸にして転倒骨折や感染症による不利益を被った場合、事業者が故意過失があり、利用者に生じた損害と相当因果関係がある場合は、それを賠償します。但しそれ以外に関しましては責任を負いかねますので、予めご了承ください。
3. 上記、緊急時にご連絡が取れない場合の対応処置としましては、最も適切な処置と思われる方法（病院へ搬送など）を施設側に於いて行いますので、予めご了承ください。
4. 救急搬送の際に、万が一の場合には救急隊へ延命（蘇生）処置についての希望をお伝えいたします。

（該当する項目に○）

延命（蘇生）処置を希望する

・

延命（蘇生）処置を希望しない

その他、これら対応について疑義がある場合はお申し出下さい。

8. 利用料及びその他費用について

介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証による額とします。

□通所介護、地域密着型通所介護、第一号通所事業

介護保険負担割合証による額分と、下記の実費負担分（食費/おむつ代）の合計額を徴収させていただきます。

- ① 1日あたりの食材料費（昼食）・・・南甲府 800 円/1 日（1 日型のみ）

北甲府 900 円/1 日

- ② リハビリパンツ及びパット使用・・・165 円/1 枚

- ③ オムツ使用料（廃棄料含む）・・・165 円/1 枚

ご利用を中止される場合は必ず前日までにご連絡下さい。やむを得ず当日連絡の場合は午前 8 時 30 分までをお願いいたします。なお午前 8 時 30 分以降のご連絡の場合はキャンセル料として食材料費をご負担頂きます。

□短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護サービス費 1 割、2 割または 3 割負担分と下記の実費負担分（食費/滞在費）の合計額を必要に応じて徴収させていただきます。

- ① 1日あたりの食費・・・3,200 円/日

- ② 1日あたりの滞在費・・・915 円/日

- ③ 1日あたりの滞在費（個室）・・・2,000 円/日、（特別室）・・・4,000 円/日

- ④ 理容サービス・・・・・・2,970 円（税込）

- ⑤ その他（TV 貸出等電気使用量として）・・・165 円/日

- ⑥ 送迎をご希望の方は、甲府市内の地域の場合、片道 184 円でご利用いただけます。
又甲府地域外のご利用の場合は甲府地域を越える地点から 1 k m ごと 275 円（税込）自費にて加算させていただきます。

- ⑦ ご利用を中止される場合は必ず前日までにご連絡下さい。やむを得ず当日連絡の場合は午前 8 時までをお願いいたします。なお午前 8 時以降のご連絡の場合はキャンセル料として 1,380 円ご負担頂きます。

□身体介護および生活援助のサービスを別々に利用する場合（訪問介護員一人の場合）

身体介護	20 分 未 満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上	1 時間 30 分以上 30 分毎に
	163 円	244 円	387 円	567 円	82 円を追加
生活援助			20 分以上 45 分未満	45 分以上	
			179 円	220 円	

* 同一建物からのサービスをご利用の場合、10%減算になります。

- ① 利用料金の体系は、国が定める介護給付費（介護報酬）に準じるものとし、原則として1割または、2割・3割のご負担となります。但し、給付限度額を超えたサービスは全額ご負担となります。
- ② 介護保険制度を利用された訪問介護サービスの利用については、消費税はかかりません。
（介護保険の支給限度額を超えて行われるサービスの消費税についても非課税です。）
- ③ 介護保険対象外のサービスを希望される場合は、全額ご利用者の自己負担となり、消費税は含まれます。

□その他

各サービスについて、送迎、契約、担当者会議等、自宅などへの訪問が必要な場合に、有料駐車場を使用しなければならない場合の費用は、ご利用者様の自己負担となります。

8 利用料及びその他費用について なし

この契約の締結を証するため、この契約書及び重要事項説明書を2通作成し、利用者及び事業者が記名のうえ、各自その1通ずつを保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者氏名	
利用者住所	

(上記代理人・連帯保証人)

①	氏名	続柄 ()
	住所	
	連絡先	
	勤務先 (任意) および連絡先	
②	氏名	続柄 ()
	住所	
	連絡先	
	勤務先 (任意) および連絡先	